

兵庫県公報

平成20年 3月31日 月曜日 第20号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

県議会訓令	ページ
兵庫県議会議務局組織規程の一部を改正する訓令	1
兵庫県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令	2
兵庫県議会議務局文書管理規程の一部を改正する訓令	2
兵庫県議会公印規程の一部を改正する訓令	3
県議会告示	
公印の廃止及び新調	3

県議会訓令

兵庫県議会訓令第1号

議会議務局

兵庫県議会議務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月31日

兵庫県議会議長 山口 信行

兵庫県議会議務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会議務局組織規程（昭和41年兵庫県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(分課室)」に改め、同条中「次の課」の右に「及び室」を加え、「図書課」を「図書室」に改める。

第3条第23号中「各課」を「各課室」に改め、同条第24号中「他課」を「他課室」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「図書課」を「図書室」に改める。

第7条第4項中「図書課」を「図書室」に改める。

第10条中「課」の右に「及び室」を加える。

第11条を次のように改める。

第11条 第9条に規定する職及び前条に規定する職のうち主任技師、技師及び自動車運転員は、書記のうちから、事務補助員は、書記以外の職員のうちから議長が命ずる。

別表1 課長の項の次に次のように加える。

室長室	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	--------------------------------

別表1 参事の項及び主幹の項中「課」の右に「又は室」を加え、同表課長補佐の項及び係長の項を次のように改める。

課長補佐	課又は室	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
係長	課又は室	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、担当事務を掌理し、又は処理する。

別表1 記録専門員の項の次に次のように加える。

付	課又は室	上司の命を受け、担当事務を処理する。
---	------	--------------------

別表1 主査の項及び主任の項組織の欄中「課」の右に「又は室」を加える。

別表2 職名の項の次に次のように加える。

主任技師	上司の命を受け、技術に従事する。
------	------------------

別表2 事務補助員の項中「この表に掲げる諸事務、」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県議会訓令第2号

議会事務局

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

兵庫県議会議長 山 口 信 行

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局処務規程（昭和50年兵庫県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「課長」の右に「、室長」を加える。

第3条の見出し中「課長」を「課室長」に改め、同条第1項中「課長」の右に「及び室長」を加え、同条第2項第2号中「各課」を「各課室」に改める。

第11条中「課長、」の右に「室長、」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県議会訓令第3号

議会事務局

兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

兵庫県議会議長 山 口 信 行

兵庫県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局文書管理規程（平成14年兵庫県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「課長」を「課室長」に、「第9条に規定する課長」を「別表1に規定する課長及び室長」に改め、同条第5号中、「主務課」を「主務課室」に改め、「課を」を「課及び室を」に改め、同条第6号中「企画管理部教育・情報局自治情報課長」を「企画県民部教育・情報局情報政策課長」に改める。

第6条第1項中「課」を「課及び室(以下「課室」という。）」に、「課長」を「課室長」に改め、同条第2項中「課」を「課室」に改める。

第7条第1項中「課長が」を「課室長が」に改め、同条第2項中「課」を「課室」に改める。

第9条第1項中「課長」を「課室長」に改める。

第10条中「主務課」を「主務課室」に改める。

第12条第2項第1号中「主務課」を「主務課室」に改め、同項第2号及び第3号中「課ごと」を「課室ごと」に改め、同条第3項中「課に」を「課室に」に、「課の」を「課室の」に改める。

第13条第1項第1号中「主務課」を「主務課室」に改め、同項第2号中「課長及び課」を「課室長及び課室」に、「主務課」を「主務課室」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「主務課」を「主務課室」に改める。

第16条の見出し中「他の課」を「他の課室」に改め、同条中「主務課」を「主務課室」に、「課の」を「課室の」に、「課に」を「課室に」に改める。

第17条の見出し中「課」を「課室」に改め、同条第1項中「主務課」を「主務課室」に、「当該課」を「当該課室」に改め、同条第2項中「主務課」を「主務課室」に、「当該課」を「当該課室」に、「課へ」を「課室へ」に改める。

第18条中「課長」を「課室長」に改める。

第23条第2項中「課に」を「課室に」に改める。

第27条第1項中「課に」を「課室に」に改め、同条第2項中「主務課」を「主務課室」に、「課に」を「課室に」に改める。

第28条第1項中「課は」を「課室は」に、「主務課」を「主務課室」に改め、同条第2項中「主務課」を「主務課室」に改める。

第29条中「主務課」を「主務課室」に、「課に」を「課室に」に改める。

第38条第1項中「主務課」を「主務課室」に改める。

第39条第1項中「主務課」を「主務課室」に改める。

第42条第1項第5号ただし書中「課長」を「課室長」に改める。

第43条第1項及び第2項中「課長」を「課室長」に改める。

第45条第1項及び第2項中「主務課」を「主務課室」に改め、同条第3項中「主務課の課長（以下「主務課長」という。）を「主務課室の課室長（以下「主務課室長」という。）に改め、同条第4項及び第7項中「主務課」を「主務課室」に改める。

第46条第1項から第4項まで、第47条、第48条、第50条第2項及び第51条第1項中「主務課長」を「主務課室長」に改める。

様式第3号中「課長」を「課室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県議会訓令第4号

議会事務局

兵庫県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月31日

兵庫県議会議長 山 口 信 行

兵庫県議会公印規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会公印規程（昭和41年兵庫県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「課長は」を「課長及び室長は」に改める。

別表中

課長の印	兵庫県議会事務局 課長印	方20ミリ メートル	方20ミリ メートル	同	各課長
------	-----------------	---------------	---------------	---	-----

を

課長の印	兵庫県議会事務局 課長印	方20ミリ メートル	方20ミリ メートル	同	各課長
室長の印	兵庫県議会事務局 室長印	方20ミリ メートル	方20ミリ メートル	同	各室長

に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第3号

1に掲げる公印を平成20年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同年4月1日からその使用を開

始する。

平成20年 3月31日

兵庫県議会議長 山 口 信 行

1 廃止公印の名称及び印影

兵庫県議会議事務局図書課長印



2 新調公印の名称及び印影

兵庫県議会議事務局図書室長印

